

事務事業名 家庭児童相談事業

出力日：令和04年03月15日

キーコード：282

施策：	17	子育て支援の推進	財務コード	01030201-02-00
基本事業：	05	子どもの人権の尊重	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	子どもの人権に関する相談窓口を知っている市民の割合 子どもの人権を守るための施設入所対応率		担当課	子育て支援課
			担当係	子育て支援担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画			
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
18歳未満の子ども及びその子どもを養育する者			児童や保護者等からの様々な相談に適切に対応できるように、家庭児童相談員を配置するとともに、家庭内や学校等における児童の育児等の悩みや問題点の相談に当たる。 虐待等については、要保護児童対策地域協議会として、関係各課、関係機関等と連携をとりながら問題の解決に当たるとともに、虐待防止の啓発を行う。							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			【根拠法令】児童福祉法 【補助金】児童虐待・DV対策等総合支援事業費（国1/2 市1/2）							
児童の健全育成を図る。（次代を担う子どもたちを、保護者が安心して育てられる環境をつくる）										
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	01年度 実績	02年度 実績	03年度 当初	04年度 要求	05年度 計画	06年度 計画	目標	
新規相談件数		件	286	275	200	200			150	
のべ相談件数		件	2,437	3,651	2,500	2,500			2,800	
5. コスト										
事業費		計	千円	4,673	7,777	8,288	16,642			
		国	千円	0	3,922	3,966	7,929			
		県	千円	0	0	0	0			
		地方債	千円	0	0	0	0			
		その他	千円	0	0	1	0			
		一般	千円	4,673	3,855	4,321	8,713			
正職員人工数		人工	0.7	1	1	1				
正職員人件費		千円	5,646	8,029	7,921					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	10,319	15,806	16,209	16,642				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		<現状>新規の相談件数が増加している。 <原因>家庭環境や就労形態の変化などにより問題内容の多様化や親の養育環境の変化、ネグレクト家庭の増加、DV（面前DV含む）通告等で、相談件数が増加してきている。 <その他>相談に対して関係機関と緊密な連携を図り、問題の解決や支援に取り組んでいる。								
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	増加	類似事業	なし	相談件数の増加、相談内容の複雑化及び要保護児童対策における家庭児童相談室の役割の増加が今後も進んでいくと思われ、状況に応じて体制の強化を検討していく必要がある。 家庭児童相談室で扱う内容が深刻、かつ、複雑になってきており、長期化している。						
手段効率化余地	あり	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	あり							
成果向上余地	大きい									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）										
家庭児童相談室における相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も多様化・長期化している。その様な中、令和4年度までに「子ども家庭総合支援拠点」の設置が義務付けられており、拠点整備に向けて相談員の増員が不可欠である。（設置基準による）					国庫補助事業である「児童虐待防止対策支援事業（児童の安全確認等のための体制強化事業）」を実施することにより、3名体制に増員し、家庭児童相談室による相談体制及び児童の安全確認体制の強化を図る。 また、「児童虐待・DV対策等総合支援事業（国補助1/2、市1/2）」により「子ども家庭総合支援拠点」を設置し相談体制の強化を					
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）					備考・特記事項 or 進行管理欄					
昭和39年4月22日厚生省事務次官通達により、福祉事務所への設置が義務付けられた。昭和47年の市制施行により福祉事務所が設置されたことに伴い、設置した。児童福祉法の改正に伴い、児童虐待の通告先の市町村への拡大等の要因により、年々相談件数が増加、さらに相談内容も複雑化してきている。					昨今の児童虐待件数の増加に伴い、児童虐待対応の体制強化のため、児童福祉法等の改正が平成28年6月交付され、児童虐待の発生防止、迅速・的確な対応等の対策強化が図られた。					